

令和6年3月1日

関係者各位

熊本市障がい者福祉センター希望荘  
館長 石川 秀佳  
(公印省略)

## 合理的配慮提供の法的義務化について 民間事業者向けセミナーの開催のご案内

啓蟄の候、皆様方におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。  
平成28年に施行された障害者差別解消法が改正され、令和6年4月1日から国や自治体のみならず民間事業者におかれましても「合理的配慮の提供」が法的義務となります。

これに伴い、当センターでは昨年につき、民間事業者様へ向けて、障がいのある方への「合理的配慮の提供」についての定義と捉え方や対応等について「差別解消法改正の概要と民間企業に求められる対応」と題し、理解啓発セミナーをインターネットの動画配信にて開催することといたしました。登録は不要で、どなたでも無料でご視聴いただけます。

事業者および従業員の皆さまへの理解啓発と、障がいのある方への合理的配慮提供への取組みにこのセミナーをお役立ていただければ幸いです。

末筆ながら貴社の益々のご発展をお祈り申し上げます。

### 【お問い合わせ】

熊本市障がい者福祉センター 希望荘  
〒862-0971 熊本市中央区大江 5-1-15  
TEL 096-371-5533 FAX 096-364-5309  
メール kibousou@bz01.plala.or.jp  
ホームページ <https://kibousou.com/>